

三九朗病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人三九会が開設する三九朗病院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 三九朗病院訪問看護ステーション
- ② 所在地 豊田市小坂町7丁目 80 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	備 考
管理者	経験のある看護師	1 名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	4 名	0 名	1 人管理者と兼務
	准看護師	0 名	0 名	
理学療法士又は作業療法士		0 名	1 名	訪問リハビリテーションと兼務
言語聴覚士		0 名	1 名	入院業務と兼務
事務職員		0 名	0 名	

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア

- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテール等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割及び2割の額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、550円(往復)

3 死後の処置料は、15,000円(税込み)とする。

4 上記2・3の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、逢妻町、青木町、秋葉町、曙町、朝日ヶ丘、朝日町、荒井町、池田町、泉町、市木町、五ヶ丘、井上町、伊保町、今町、岩倉町、岩滝町、上野町、梅坪町、上拳母、上原町、栄生町、永覚新町、大池町、大清水町、大畑町、大林町、大見町、小川町、乙部町、乙部ヶ丘、貝津町、柿本町、金谷町、加納町、神池町、上丘町、亀首町、河合町、川田町、神田町、勘八町、喜多町、京町、京ヶ峰、久保町、鴻ノ巣町、小坂町、小坂本町、越戸町、古瀬間町、琴平町、寿町、衣ヶ原、拳母町、栄町、桜町、篠原町、三軒町、汐見町、志賀町、四郷町、渋谷町、清水町、下市場町、下林町、樹木町、浄水町、昭和町、新生町、新町、陣中町、神明町、水源町、住吉町、聖心町、千石町、千足町、太平町、高町、高上、高崎町、高橋町、高原町、宝町、竹生町、竹町、竹元町、田代町、田中町、田町、長興寺、司町、月見町、土橋町、堤町、貞宝町、寺部町、手呂町、天王町、渡合町、東新町、百々町、渡刈町、常磐町、十塚町、巴町、中町、西町、錦町、西新町、西田町、西山町、日南町、野見町、野見山町、八幡町、白山町、花本町、東梅坪町、東山町、久岡町、日之出町、平井町、平芝町、平戸橋町、平山町、広川町、広久手町、広路町、広田町、広幡町、深田町、扶桑町、双美町、平和町、豊栄町、宝来町、細谷町、保見町、保見ヶ丘、本町、本新町、本地町、本徳、舞木町、前田町、前山町、松ヶ枝町、松平志賀町、丸根町、丸山町、美里、瑞穂町、水間町、御立町、緑ヶ丘、御船町、宮町、宮上町、宮口町、美山町、宮前町、御幸町、御幸本町、美和町、室町、明和町、元城町、元町、元宮町、野見山町、森町、八草町、矢並町、山中町、山之手、横山町、竜宮町、竜神町、若草町、若宮町区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待(身体拘束等)の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

2 虐待の防止のための対策を検討する会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。

5 上記2から4までを適切に実施するための担当者を置く。

6 ステーションは、サービス提供中に、当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係部署に届けるものとする。

(業務継続計画の策定等について)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(社会情勢及び天災)

第12条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合がある。

2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人三九会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は 令和 元年 10 月1日から施行する。

この規程は 令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 4 年 6 月1日から施行する。

この規程は 令和 6 年 6 月1日から施行する。

この規程は 令和 6 年 10 月11 日から施行する。

この規程は 令和 7 年 6 月1日から施行する。